

だれが高齢化社会における

年金制度を支えるのか

慶應義塾大学商学部客員助教授
北村 行伸

「日本の将来推計人口」が今年一月に発表された。それによると、二〇四九年には六十五歳以上の高齢者の人口は三人に一人に達する。わが国はまさに高齢化社会の一員に属するところになるが、そこに横たわっているのが年金問題だ。だれがこの高齢化社会を支えるのか。

厚生省社会保障・人口問題研究所は一九九七年一月二十一日に「日本の将来推計人口」を公表した。その推計によると、総人口は二〇〇七年に一億二千八百万人のピークを迎えた後、二〇五〇年には一億人にまで減少する。その間、六十五歳以上の高齢者人口は一九九七年中に十五歳未満の年少者を上回り、高齢者の総人口に占める割合は二〇一五年に四人に一人、二〇四九年には三人に一人に達すると見込まれている。このような急速な高齢化のペースを前にして、年金制度を軸にした社会保障制度は抜本的な見直しを迫られている。本稿では高齢化社会の本質を明らかにするとともに、高齢者の実態、高齢者と現役勤労者世代の関係などをみることによって、高齢化社会の年金制度のあり方を、国際的な視野も入れて考えてみたい。

高齢化社会とは何か

高齢化が社会経済に与える影響については、実にさまざまな分野から論じられている。しかし、それぞれの論者によって高齢化のとり

え方も違っていているようである。そこで、まず、高齢化社会の概念について整理しておきたい。高齢化社会には、少なくとも、四つのとりえ方がある。

まず最も一般的なとりえ方として、社会の構成員の中に占める高齢者（一般には六十五歳以上の人）の割合が高い社会というものがあろう。これは社会経済からみて具体的に何を意味しているのだろうか。簡単に言えば、多くの人々が人生の途中で、戦争や事故、病気などによって命を奪われることが少なくなり、ほとんどの世代の人が高齢になるまで生きることができるようになったということであろう。

ちなみに、人口統計によれば、六十五歳までには男女平均すると八九%以上の人が生き残り、残るとされている。つまり、同年代の人の約九割は高齢者の年齢に達するということがある。確かに、このとりえ方は、死亡率の低下と寿命の延長によって、高齢者が社会の中で相対的に増加していることを表している。しかし、このとりえ方の本質は、高齢化を六十五歳以上人口が全人口に占めるシェア（割合）

で判断しているところにある。高齢化をシェアの増加という観点からみると、世代間の財政負担の分配やその公平性などの問題に関心が集中することになる。

第二のとりえ方としては、高齢者の絶対数の増加として判断されるものである。上述したように、一般論としては、死亡率の低下と寿命の延長によって、高齢者が増加しているということであるが、具体的に、これから二〇二〇年ごろにかけて高齢者の絶対数が増加するのは、ベビーブーム世代（いわゆる団塊世代）が高齢者になってくるからである。むしろ、世界的な高齢化問題の本質は、第二次大戦後のベビーブーム世代にあると言っても過言ではないだろう。

この膨大な人口を抱えた世代は、常に社会経済のあり方を左右してきた。子供のころから熾烈な入試競争を経験し、その競争が社会人になっても続き、最大の消費者層としてマーケットインのターゲットとなり、そしていよいよ、年金を中心とした社会保障の受益者となろうとしているのである。

年金などの資金の移転だけが問題なのであ

れば、交渉によって受給額を減らしたり、給付開始年齢を引き上げたりすることで解決できるかもしれないが、物理的な問題、例えば、高齢者医療介護に対する、医療介護機関の絶対数不足、医師・看護婦・ソーシャルワーカーの絶対数不足などはきわめて深刻な問題として残されている。

第三に、高齢化を死亡率の低下としてより、むしろ出生力の減少としてとらえる見方がある。これは少子化現象として知られているものであるが、この現象は、実は高齢化の一部と考えるべきものである。つまり、寿命が伸びたということは、出生してから高齢者と見なされる年齢まで生き残る確率が高くなっていることを意味しているのであるから、当然、乳児・新生児死亡率も低下していることにな

る。子供が若くして不慮の死を遂げることがなくなれば、親は最低限必要な数だけの子供しかつくらなくなる。その結果、子供の数は急速に減っているとも考えられるのである。それと同時に、多くの女性が高等教育を受け、職場に進出し、十分な所得を得るようになってきた。このことは、家事と子育て、親の介護などの負担を結果的に一手に引き受けることになる結婚を、先延ばしにしたり回避したりする傾向を助長している。これは晩婚化・未婚化現象として統計的にも明らかにな

ってきている。つまり、国勢調査によれば、一九七五年には二十五歳〜二十九歳の女性の二二%が未婚であるにすぎなかったのに、九五年には実に四九%が未婚となっている。これらの未婚女性の全員が三十〜四十代で結婚するとは考えられず、今後の日本社会は、未婚の男女が急激に増加する社会でもあることを意味している。

このとらえ方の本質は、全人口が縮小していく中での高齢者比率の増加を考えているところにある。人口が増加し、経済が高い成長を遂げているのであれば、高齢者比率が多少増えても、財政負担の増加はまかなえるかもしれない。しかし、人口が減少し、経済も成長しないのであれば、限られた資源の分配問題は深刻化するだろう。また、独身者と既婚者の間の、あるいは専業主婦と勤労主婦の間の、税制、年金の取り扱いの違いなどは、早晩、改革を余儀なくされるだろう。

第四に、目を世界に転じると、発展途上国で人口爆発が起こる中で、先進国の高齢化・少子化が進行しているという図式が浮かんでくる。先の第三のとらえ方をしている論者の中には、人口減少によって経済規模自体も縮小してしまうというおそれを抱いている人も

いるようであるが、それは過度の悲観論ではないだろうか。事実、すでに起こりつつあることであるが、国内人口の減少による需要不足、労働力不足は国外、とくに近隣の中国、インド、インドネシアなど膨大な人口を持ち、さらに増加を続けている国への輸出や直接投資などによって回避される傾向にある。

また、高度成長期のような高成長はもう見込めないとしても、戦後経済を支えてきた社会経済制度を再編成し、高齢者の定年延長、女性労働の活用、資本の労働代替の促進、生産性の向上などを積極的に行うことによって、ある程度の経済成長は維持できるのではないだろうか。

識者の中には経済規模が拡大し、資本蓄積が深化すれば、成長率はおのずと低下し、高齢化も進行してくるのであって、「異常」な高度成長の時代から「正常」な低成長の時代への移行プロセスが進行しているのとらえ方をする向きもあるが、閉鎖経済を考えた新古典派経済理論の枠組みではまったくの正論であったとしても、実際に、わが国の経済が多少とも楽観していられるのは、近隣に急激な成長を遂げている「異常」な国があるからではないだろうか。高齢化問題の解決には国際的な相互依存関係の利用も含まれるのである。

このように、高齢化とは社会における高齢者の数が単に増えるにとどまらず、社会のその他の構成員の経済生活にも大きな影響を与えるという意味で、国内的にも、国際的にも、きわめて相互依存的な現象であることを指摘しておきたい。

高齢者の実態

ところで、わが国が急速に高齢化しつつあ

表1：老後における生活資金源

(年)	就業者による収入	公的年金	企業年金	個人年金	利当・配当所得	貯蓄の取り崩し	不動産収入	子供からの援助	公的援助	その他
1986	43.9	60.7		23.3		11.1	10.9	14.6	2.4	1.6
1987	43.9	61.7		22.4		13.0	11.1	13.6	1.6	1.9
1988	42.2	60.4		20.7		16.1	9.2	11.8	1.6	4.3
1989	37.3	61.7		23.4		13.5	9.4	10.8	2.0	2.8
1990	42.7	63.1		21.2		13.8	8.2	10.0	2.2	2.0
1991	51.8	66.5	15.5		12.8	14.9	6.5	10.6	2.0	5.7
1992	49.0	70.7	15.6		11.5	11.1	10.0	9.5	0.9	2.9
1993	53.6	66.4	15.3		10.3	11.1	10.6	7.5	0.9	3.2
1994	51.7	68.2	14.8		8.3	11.9	8.2	7.9	1.2	3.7
1995	46.3	73.3	15.6		9.2	10.5	8.7	8.2	1.7	4.2

出典：貯蓄広報中央委員会「貯蓄と消費に関する世論調査」

(注)世帯主が60歳以上の世帯、3項目以内の複数回答、単位：世帯割合%

る中で、高齢者世帯は具体的にどれくらい増えているのだろうか。

「平成六年 国民生活基礎調査の概況」(厚生省)によると、高齢者世帯は過去最高の五百五十三・五万世帯(全世帯の一三・一%)に達し、前年比で六・八%(三十五万世帯)増加している。また、一人暮らしの老人の数も過去最高の二百一十万人(全世帯の五%)を記録し、家族と暮らしている高齢者も含めると、全世帯のうち三〇・六%が六十五歳以上の高齢者である世帯となっている。全世帯の十七・五%が同居世帯)。一方、児童のいる世帯は過去最低の千三百九十四・三万世帯(全世帯の三三・一%)を占めているが、これは年々減少する傾向にある。

この結果は、現在のところは同居世帯のほうが若干多いが、高齢になっても独立して暮らす家計が着実に増加していることを示しており、かなり近い将来には独立高齢者世帯のほうが同居世帯を上回る見込みである。先に指摘したように、生涯未婚者が増加しており、長期的には、この傾向はいっそう顕著なものになるだろう。

こうした傾向の中で、高齢者世帯は生活資金源を何に求めようとしているのだろうか。表1は「老後における生活資金源」に関する世論調査の結果である。まず際立った特徴は、約半数の高齢者世帯が就業によって生活資金にしようと考えていることである。このことはすべての所得を労働所得から得な

くとも、年金給付の不足分ぐらひは、働けるならば働いて補てんしたいと考えていることを意味する。

第二に、およそ九〇%近くの高齢者世帯が年金を主たる生活資金源と認識していることである。そして第三に、貯蓄の取り崩しを老後の生活資金と考えている高齢者世帯は驚くほど少ないということである。これは、わが国において高齢者世帯でも貯蓄を続けているという観察事実を裏付けるものである。第四に、子供からの援助を当てにする世帯が趨勢的に低下してきているということ。これは、先ほど見たように、独立高齢者世帯が急増してきていることと対応している。

これらの結果を総合して判断すると、わが国の高齢者世帯は近年ますます自助努力を高めて、年金給付も含めた所得で暮らす傾向にあることがわかる。とくに公的年金・企業年金に三十年以上保険料を払ってきた世代が高齢者層に入り、それなりの年金給付を受けるようになり、また最近の年金改革では高齢者が就業を続け、ある程度の所得を得ても年金給付を差し止められることはなくなったので、高齢者の就業が促進されるようになった。こうして、老後に貯蓄を取り崩して生活資金源とする家計が減り、むしろ所得の中から貯蓄をさらに続けるものが増えてきていることがみてとれる。

寿命に対する不確実性の変化

上述したような高齢者の実態の裏にはどのような背景があるのだろうか。高齢化という、年齢別の人口構成を示したピラミッド図がよく登場するが、ここではもう一つの重要な表を見てみたい(表2参照。紙面の関係で女

性については載せていないが、その傾向は男性とまったく同じであり、一九九〇～九五年には世界一の長寿となっている)。この表2は、過去四十～五十年間にわが国の平均寿命が飛躍的に伸びてきたことを示している。これは、戦後のわが国の社会経済の結果として最も成功したものともみなしていいだろう。

表2によれば、一九五〇年代には平均寿命が六十二歳であり、退職後の生活はほとんどなかったが、一九九〇年代には七十六歳を超え、退職後に十分長い期間が残るようになった。このような変化を勘案すると、六十五歳以上を機械的に高齢者と見なして、総人口との比率で高齢化を考えることがはたして適切であるのか、という疑問が生じてくる。つまり、一九五〇年代に六十五歳だった人と一九九〇年代に六十五歳の人とは、物理的な健康状態も経済力も比較にならないということである。

このことは、ピーター・ドラッカー氏も指摘しているように、勤労者の退職年齢を六十五歳以上に引き上げることの一つの有力な根拠となろうし、上述した高齢者の実態の変化となつて表れているのだと言えよう。

話は変わるが、今世紀初頭に活躍したアメリカの経済学者アービング・フィッシャーは、「危ない職業に就き、寿命が不確実な船乗りや兵士などは、ごく短期の生活設計しか持たず、長期的な投資(貯蓄)などはそもそもしなかった。もし長期的な投資(貯蓄)をするならば、かなり高い収益(金利)を保証される必要がある」という趣旨のことを書いている。日本のように寿命が飛躍的に伸びている場合にはどうだろうか。

わが国の場合の寿命の不確実性は、むしろ長生きしすぎて、働くこともできず、貯蓄も

表2：平均寿命の推移 上位10カ国(男性)

順位	1950~55年		1970~75年		1990~95年	
	国名	平均寿命	国名	平均寿命	国名	平均寿命
1	ノルウェー	70.9	スウェーデン	72.1	日本	76.4
2	オランダ	70.9	ノルウェー	71.4	香港	75.6
3	スウェーデン	70.4	オランダ	71.1	スウェーデン	75.4
4	デンマーク	69.6	デンマーク	70.9	ギリシャ	75.0
5	ニュージーランド	67.5	スイス	70.8	スイス	74.7
6	スイス	67.0	日本	70.6	オーストラリア	74.7
7	オーストリア	66.9	ギリシャ	70.6	イスラエル	74.6
8	カナダ	66.8	スペイン	70.2	スペイン	74.6
9	イギリス	66.7	イスラエル	70.1	オランダ	74.4
10	アメリカ	66.2	カナダ	69.7	イタリア	74.2
29	日本	62.1				

資料：UN World Population Prospects 1994

底をつくようなことになったらどうしようとか、あるいは痴呆症になって周りに迷惑をかけるようになったらどうしようかという不安が大きいのではないだろうか。

もちろん、そのための備えとして公的年金があり、公的介護保険が導入されようとしているのであるが、寿命が伸びてしまうことに対する個人的な対応としては貯蓄を増加させるという方向に働く可能性が高い。実際に、高齢者が自助努力を高め貯蓄を増やす傾向にあることはすでに指摘したとおりである。

また、六十五歳まではほとんどの人が生きられるわが国の社会では、人生設計がかなり確実にできることを意味している。このことは、フィッシャー流に考えれば、将来の割引率に相当する金利はかなり低くてもよいということになる。高齢になっても、あるいは金利が低くても貯蓄を続けるという行為には、こういった背景があると考えられる。

多様化する高齢者

高齢者の実態をさらに詳しくみると、高齢者を一律に扱うことができないほど、多様であることがわかってくる。つまり、若年同世代の間では、所得や資産の格差はそれほど大きくないが、人生の成功や失敗が累積されている高齢者世代では、その差は膨大なもの

なる。

全国消費実態調査(総務庁)などの結果をみると、高齢者の中には、かくしやくとして社会の中で重要な地位を保ち、十分な所得を得ている人もたくさんいる半面、職もなく年金や社会保険だけを頼りに暮らしている貧しい人も多い。資産保有額を年齢階層別に見ても、高齢者が平均的には最大の資産家であることがわかる。しかし同時に、資産をほとんど蓄積できなかった高齢者もかなりの数に上ることも事実である。

このように、高齢者とは人生の総決算に直面している人々であり、人生そのものが多様であるように、経済的な総決算も多様である。

ところが、このように多様な高齢者の現実とは裏腹に、経済政策上、高齢者は一律に扱われることが多く、社会保障制度や税制でさまざまな優遇されている。例えば、七三年から老人医療費支給制度が始まり、七十歳以上の高齢者は原則として無料で医療サービスを利用できることになった。八三年の制度見直しで一部負担が導入されたが、本人の負担は若年世代に比べてなお低い水準に据え置かれている。

税制面でも年間所得が一千万円以下の六十五歳以上の高齢者には「老年者控除」(所得税五十万円、住民税四十八万円)、年金生活を送る高齢者の公的年金等控除、高齢者を家族に持つ人向けの老人扶養控除、同居老親等扶養控除などの制度がある。また、「高齢者マル優」として知られる「少額貯蓄非課税制度」は、合計して一人当たり千五十万円まで非課税で貯蓄できる。

高齢者が総人口の三分の一に迫ろうとしているときに、このような優遇をすべての高齢

者に対して続けることには問題があるのではないだろうか。先にも述べたように、高齢者の中には、公的扶助が必要な人もいるだろうし、そのような人が人間らしい最低限の生活をしていけるような保障をすることは国の責任でもある。しかし、経済的に余裕のある高齢者に対してまで、上述のような優遇を続ける必要があるのかどうかは再検討する必要があるだろう。

このような見直し論は財政改革の観点からなされることが多いが、社会保障のよう所得再分配政策は、本来、年齢に応じて一律に適用されるべきではなく、所得や生活状況に応じてきめ細かく適用されるべきものであることを考えると、社会の公平性という観点からも考え直す必要があると思われる。

あらためて、だれが高齢者社会を支えるのかという問題を考えると、国民の三人に一人が高齢者という社会では、物理的には家庭の主婦、経済的には現役勤労者という見方はもう通用しなくなっていることがわかりただけなことと思う。まず、経済的に余裕のある高齢者に対しては、老人医療の窓口負担の引き上げや公的福祉サービスを民間ベースのサービスに切り替えることなどによって、できるだけ自己負担してもらわなければならない。

わが国の世代会計

先に、高齢者の一律的な取り扱いが社会の公平性という点からも問題があると指摘した。それに加えて、実質的に賦課方式となっている現在の年金制度についても、世代間での負担分配の公平性という観点から考える必要がある。

最近、世代会計という考え方が従来の財政

赤字の概念に代わるものとして注目されている。

この世代会計を用いることによつて、各世代が生涯を通して政府に対してどれだけ純支払い(租税、社会保険料負担から年金・医療保険受給や各種移転的受給を引いたもの)をしているかというところが、はっきりわかり(つまり、各世代の損得が明らかに)なり、また政府の異時点間における予算制約を考慮することによつて、財政政策の変更によるある世代の純利益は、必ず他の世代の負担によつてもたらされるという構造が、一目瞭然となるのである。

筆者と高山憲之(一橋大学)、吉田浩(明海大学)両氏との共同研究およびLeibfritz(OECD)の研究によれば、国際比較可能な設定の下(実質経済成長率一・五%、割引率五%、ドル換算表示)での世代会計は表3のようになる。ここで注意していただきたいのは、この世代会計という概念は、ある基準年(表3では日本は一九九五年、その他の国では一九九三年)の政府の政策を所与として、それ以後もその政策が継続されると仮定したときに、政府に対する純支払いが、基準年以後いくらかになるかを計算したものであるとい

表3：先進国の世代会計

単位：1000ドル

年齢	日本	アメリカ	ドイツ	イタリア	スウェーデン
0	64.7	121.1	197.4	64.9	155.9
5	81.6	141.3	233.2	79.9	179.2
10	124.5	164.3	274.2	109.1	204.6
15	174.5	192.4	333.8	155.8	231.4
20	241.9	218.3	374.3	195.9	259.3
25	276.6	224.4	369.0	204.7	268.6
30	276.2	214.7	333.6	186.9	277.7
35	261.1	196.6	279.4	145.1	266.5
40	232.6	168.1	202.7	88.3	252.6
45	189.9	126.1	135.3	33.9	211.5
50	132.1	72.1	26.7	-31.2	161.0
55	53.3	8.9	-73.7	-97.2	98.6
60	-37.5	-58.4	-150.5	-148.1	20.9
65	-94.6	-108.0	-163.4	-144.0	-5.7
70	-92.2	-111.9	-132.4	-131.4	-38.7
75	-75.8	-104.4	-100.0	-169.5	-36.2
80	-58.5	-89.4	-67.8	-115.0	-29.3
85	-43.3	-78.4	-39.3	-60.9	-20.9
90	-27.8	-60.4	1.6	-8.5	-3.8
将来世代	133.7	242.7	250.4	354.4	204.2
負担増加率	106.7%	100.4%	26.8%	446.1%	31.0%

う点である。

つまり、ここで示した純支払い額は、あくまで基準年以後の収支を計算したものであつて、それまでに政府にいくら納税していても、それは、この額には反映されていない。例えば、六十五歳以上の高齢者は、今後は政府から受け取る年金・医療保険給付などが増えるので、当然、純支払いが負、つまり純受け取りになっているが、この額をもって、この世代の生涯の政府に対する収支バランスだと考えるのは誤りだということである。

この表で唯一、生涯にわたつての収支バランスが計算されているのは、ゼロ歳世代だけということになる。世代会計の計算では、このゼロ歳世代の純支払いと、将来世代(一般には基準年の翌年生まれ世代、一歳世代)の純支払いを比べて、負担増加率を求めている。

わが国の場合、その増加率は一〇六・七%となり、将来世代は、ゼロ歳世代の約二倍の純支払いをしなければならないことを意味している。

また、わが国の負担増加率はアメリカとほぼ等しく、イタリアの状況はわが国と比べてはるかに深刻であるのに対して、ドイツ、スウェーデンは負担がそれほど増加しないと報告されている。

これらの結果に対しては、いくつかの留意点が必要である。第一に、国際比較という制約上、実質経済成長率や割引率は一律に設定してあるが、各国のマクロ経済の状況は違うので、実質経済成長率や割引率は異なつていて当然である。

低金利が続いている日本にとつて、五%の割引率という設定は高すぎると思われる。ちなみに、実質成長率一・五%、割引率三%で計算すると、わが国の世代間の負担増加率は四七・六%にまで低下する。

第二に、将来世代は、現在あるいは過去の世代が、蓄積した社会資本から大きな便益を受けることが予想されるにもかかわらず、世代会計の枠組みでは、そのような便益は考慮されていない。つまり、後世代に便益をもたらす固定資本形成のための政府支出と政府消費の間で区別がなされていないのである。

第三に、確かに生涯にわたつての収支バランスがわかるのはゼロ歳世代だけであるが、それ以外の世代について考慮するのが無意味というわけではない。例えば、三十〜四十代の世代では、将来の年金などの社会保障受給を考慮に入れても、対政府支払いのほうがあるかに多いことを示している。

今後、残された人生の暫定的な対政府収支が出されることによつて、このような制度を

表4：世代会計における負担増加率の要因分解

	総合負担増加率	人口構成不変	財政赤字ゼロ
日本	106.7%	6.0%	101.6%
アメリカ	100.4%	47%	82%
ドイツ	26.8%	-45%	2%
イタリア	446.1%	62%	238%
スウェーデン	31.0%	12%	27%

維持していくという社会契約が、彼らにとつて、いかに労多くして益少ないものであるかということが明らかにされている。つまり、給付水準や保険料の見直しなしには、現在の社会保障制度はたちいかなくなる可能性が高いということである。

現役勤労者、とくに四十代後半のベビーブーム世代が、将来の社会保障制度の改革を見込んで、自助努力による貯蓄を増やしているのも当然であろう。

次に、世代会計における負担増加率を要因分解したものが表4である。つまり、他の条件を一定としたときに、(1)人口構成が変わらず、高齢化しないとすれば、負担増加率はどれぐらい変わるか(2)財政赤字残高がゼロだとすれば、負担増加率はどれぐらい変わるか、ということを調べたものである。ちなみに、負担増加の要因はほかにも考えられるし、いくつかの要因が交錯している場合もあるので、(1)と(2)を加えたものが総合負担増加率になるわけではない。表4の結果が明らかにしていることは、わが国の負担増加の要因は、ほぼ全面的に人口構成の変化、つまり、急速な高齢化によるということである。

アメリカは日本ほど極端ではないが、やはり人口構成の変化による影響のほうが財政赤字残高による影響よりも大きいことが示されている。

ドイツの場合は、人口構成が変化しなければ、将来世代の負担はゼロ歳世代よりも軽くなる、と報告されている。イタリアは、財政赤字の残高がゼロであれば、負担増加率は約半分が減り、高齢化が進まなければ、七分の一に減る勘定だ。いずれの国においても、高齢化の影響が負担増加率の主因であると言えようである。

世代間の公平性の確保を

標準的な世代会計の結果は、現在世代(ゼロ歳世代)と将来世代(一歳世代)の政府に対する純支払いの多寡、つまり負担増加率によって判断されている。これは、各世代の生涯予算制約式を完結したものと見たうえで、対政府収支を比較するという、きわめて個人主義的な考え方に基づいている。この比較の根底にある価値判断は、「各世代の対政府収支は割引現在価値で見ても等しいのが公平である」ということである。

この判断基準を世代会計の主唱者の名を取って「コトリコフの基準」と呼ぼう。確かに、先に述べたように、わが国でも独立高齢者世帯は増加しており、個人主義的な価値判断が受け入れられる土壌は育ちつつある。しかし、他方、わが国では同居世帯も多く、対政府収支の対立は、少なくとも同居世帯の中では、遺産相続・贈与などを通して、曖昧になっているという見方もできる。また、現在の年金制度は実質的に賦課方式になっており、各世代の生涯予算制約式が完結したものと見なせないという事実がある。

つまり、高齢者の年金の受け取りは、勤労者世代の社会保険料負担によってまかなわれているので、世代間には実質リンクしているのだという見方もできる。この場合、世代間の公平性を判断する基準として「マズグレイブの基準」がある。これは、高齢者世代の年金受給額と現役勤労者世代の可処分所得との比率を一定に保つように、受給額と社会保険料を決めるという考え方である。この基準によれば、高齢化が進行すると、年金受給額は自動的に引き下げられることになる。また、マ

ズグレイブ基準が長期にわたって維持されれば、年金受給の引き下げに対しても、高齢者世代からの反発は少なくてすむかもしれない。というのは、その高齢者世代が受け取っている年金は、彼らが現役世代に負担していた比率と等しいように設定されているものだからである。この基準はコトリコフ基準と比べると緩やかなものであるが、各時点で一定の比率に保つために、受給額と保険料を機動的に変更できるかどうか、またどの時点での比率を基準として採用するかなど政策的に難しい問題が残されている。

世代間の公平性を決める基準にはさまざまなものがあり、いまのところ社会的合意を得ている基準があるわけではない。しかし、高齢化社会で年金制度を維持していくためには、世代間の公平性に関する基準をはっきりさせよう。制度改革を行う必要がある。また、このような議論から世代間戦争が始まるというところを懸念する人もいるが、ほとんどの人が高齢者になるということを考えると互恵主義的になり、高齢者に厳しい政策がとられる可能性は低いことを付言しておきたい。

最後に、高齢化社会では高齢者の社会における発言が重要になってくる。これまで、ベビーブーム世代(団塊世代)が世の中の流れを常にリードしてきたように、高齢化社会でも主役はやはり彼らである。彼らは高齢者になっても、社会のご隠居ではなく、むしろ中心的な意志決定者となるだろう。

その意味でも、高齢者が社会の中で経済的にも政治的にも重要な役目を果たし、自分の負担を負うような社会に現在の社会経済制度をすみやかに変えていく必要がある。ベビーブーム世代が高齢者世代に入るまでにはあと約十五年。残された時間は長くはない。